

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令案要綱

第一 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「法」という。

）第二条第三項の政令で定めるものは、海域における風力とすること。（第一条関係）

第二 法第十条第一項の政令で定める区域は、海域の上空三百十五メートルまでの区域及び海底下百メートルまでの区域とすること。（第二条関係）

第三 法第十条第一項ただし書の政令で定める行為は、海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為とすること。（第三条関係）

第四 法第十条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄

（第四条関係）

第五 法第十条第四項の政令で定める期間は、次の一から三までに掲げる占用の区分に応じ、当該一から三までに定める期間とすること。

一 容易に移転し、又は撤去することができる構造の施設又は工作物による占有 五年

二 法第十九条第一項に規定する認定公募占有計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占有
三十年

三 一及び二に掲げるもの以外の占有 十年
(第五条関係)

第六 法第十条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第五項から第七項まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項から第七項まで、第二十五条第一項及び第二項並びに第二十六条第一項から第三項までの規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとする。ただし、法第二十四条第一項から第七項まで並びに第二十五条第一項及び第二項の規定による権限にあっては、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げないものとする。

(第六条関係)

第七 附則

一 この政令は、法の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 法附則第二条の政令で定める日は、法の施行後最初に法第十六条の規定により経済産業大臣が選定事業者における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格及び調達期間を告示した日又は平成三十二年十二月六日のいずれか早い日とすること。

(附則第二項関係)

三 関係政令について所要の改正を行うものとする事。

(附則第三項関係)